

別表1 (騒音・振動に係る特定建設作業一覧)

	特定建設作業の種類	作業内容
騒音規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、アースオーガーと併用する作業を除く。
	びょう打機を使用する作業	
	さく岩機を使用する作業	手持ちのブレーカーを含む。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。
	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その定格出力が15kw以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの、混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く) ※
	トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く) ※
	ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く) ※
振動規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、アースオーガーと併用する作業を除く。
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
	ブレーカーを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。(手持式のものを除く)
山形県条例	試すい機又はさく井機を使用する作業	
	路面切断機を使用する作業	
	ディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業	原動機の定格出力の合計が3.7キロワット以上のものに限る。(騒音規制法施行令に規定する空気圧縮機作業を除く)

※ 環境大臣が低騒音型建設機械として指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する建設工事は、騒音規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例において、特定建設作業の対象外となります。なお、指定された全ての低騒音型建設機械の一覧表は、国土交通省のホームページ(下記URL)に記載されています。ただし、対象外となるのは、上記3種の機械に限られています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html